

広報とやま 平成 31 年(2019 年)1 月 5 日号掲載

## くらしの情報あれこれ



「家賃保証をするので、所有する土地にアパートを建てませんか」と勧誘されるサブリース契約に注意しましょう。

### 【サブリース契約とは】

事業者が建物所有者から賃貸物件を一括して借り上げ、賃借人に転貸する賃貸借契約のことです。

### 【注意点】

- 「家賃保証」をうたっていても、家賃相場や入居状況の悪化などにより、見込み通りの収入が得られない場合があります。
- 契約期間中であっても、業者から一方的に契約条件を変更されたり解約されたりする場合があります。

相談受付時間 (土) (日) (祝) を含む毎日10:00~18:30 (年末年始、CiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047